

経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第10条第5項の規定により適用される同法第33条)



那須信用組合

《ダイジェスト版》

2026年6月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会では、那須信用組合が2011年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する円滑な資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、2012年3月に当会の資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能強化のための特別措置に関する法律附則における震災特例を活用いたしました。

これにより、那須信用組合では、被害地域等において十分な金融仲介機能を発揮することができましたが、那須信用組合の営業地区におきましては、東日本大震災から15年が経過し、復旧・復興に向けた公共工事及び住宅投資は一段落する中、県内景気も着実な持ち直しがみられたものの、原材料価格の上昇やエネルギー価格の高止まりに加え、人手不足の問題が深刻さを増し地域経済は今もってなお厳しい状況が続いております。

このため、那須信用組合に対しましては、引き続き、地域の皆様に対する円滑な資金供給を通じ、被災者支援・地域復興、地域経済の活性化に貢献することが求められており、当会といたしましては、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前経営強化指導計画の総括

当会では、2021年4月から2026年3月までの5ヵ年において、前経営強化指導計画に基づき、那須信用組合の前経営強化計画達成に向けた取組みへの指導を行ってまいりました。

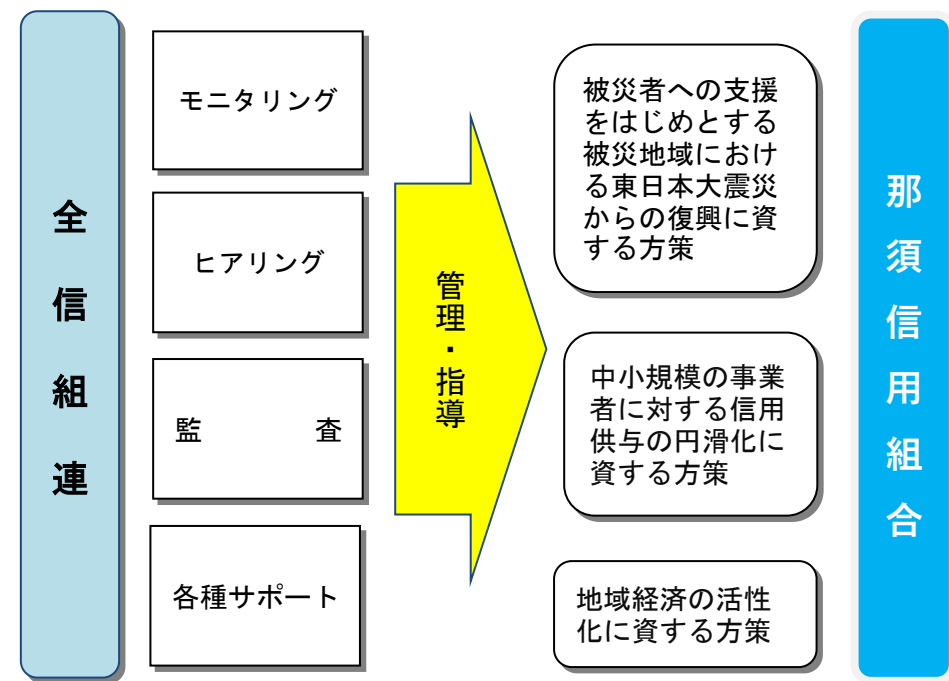
この間、那須信用組合では、被災された地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する安定的かつ円滑な資金供給を実現し、十分な金融仲介機能を発揮いたしましたほか、2020年3月期よりコア業務純益の黒字を確保する等、財務基盤の充実も図られております。

当会といたしましては、引き続き、那須信用組合に対し、詳細なヒアリング及び充実したサポート等を通じ、那須信用組合の経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、実効性ある施策実施に繋げていくための指導・助言に取り組んでまいります。

3. 経営指導方針

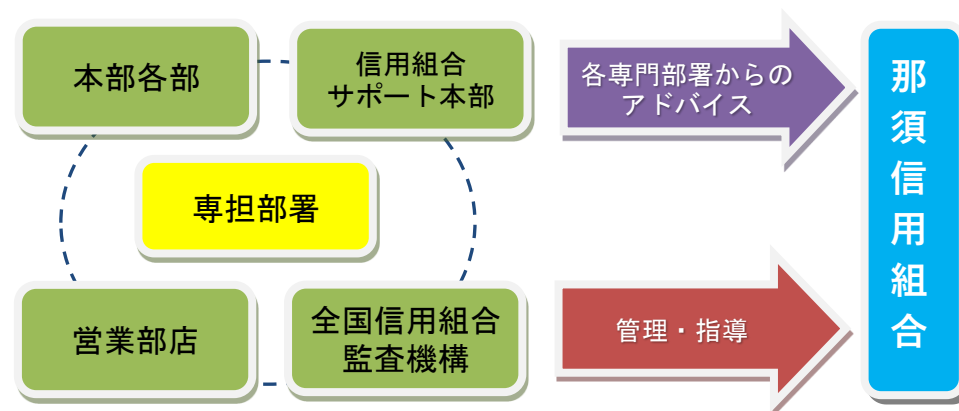
定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という。）の監査などによる管理・指導及び助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を円滑かつ確実に実施することにより、那須信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートしてまいります。

また、中小規模事業者への信用供与の円滑化や地域経済の活性化に向けての取組みについて、適時・適切な対応を図ってまいります。



4. 経営指導体制

専担部署が信用組合サポート本部、本部各部、管轄営業部店、ならびに全国信用組合監査機構と連携してサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じた進捗状況の管理と指導の実施

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導の実施
 - ▶ 「トップとの協議」、「定期ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」等

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスの実施

④計画達成に必要な措置

- ・ 融資推進、債権管理に関する他の信用組合の取組事例などの情報提供
- ・ 他の信用組合との取引先にかかる情報交流の仲介等の検討など事業再生支援へのサポート
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向けた有価証券、A L M等に関するサポート 等

6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

劣後信託受益権 36億円

(2) 算定根拠

那須信用組合が東日本大震災の影響による地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期すべく、36億円の劣後信託受益権を当会が保有するものです。

(3) 内容

1	信託	那須信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	36億円
4	劣後配当の方法	確定配当（非累積）
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方を上限とする
6	信託設定日	2012年3月30日
7	受益権譲渡日	2012年3月30日
8	信託予定期間	25年（延長可能）
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後信託受益権元本の割合に応じた数とする。

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

